

NO	質問	回答
1	申込みの進捗状況を確認したいが、受持支社の連絡先がわからない。どこへ問い合わせをしたらよいか。	高圧の弊社工事工程に関するお問い合わせについては、弊社ホームページの事業所検索より受持支社を確認し、電気工事店さまよりグリッドサービスグループ（高圧工程担当）へお問合せをお願いいたします。 <電気工事店さま用事業所検索> 弊社ホームページの「電気工事店さま・電気主任技術者さま－お役立ち情報－事業所検索」より事業所検索をお願いいたします。 https://www.tepco.co.jp/pg/consignment/workshop-search/index-j.html なお、特別高圧の弊社工事工程や弊社工事の伴わない高圧の設備変更（自家消費の系統連系申込み等）に関しては、弊社コンタクトセンター（0120-995-007）へお問合せをお願いいたします。
2	小売電気事業者としてライセンスを取得したが、接続供給申込みをするためにはどのような手続きが必要か。	新たに託送サービス（接続供給）を希望される場合、供給地点のお申込みに先立ち、基本契約のお申込みが必要となりますので、以下、弊社ホームページよりお手続き内容をご確認いただきますようお願いいたします。 弊社ホームページ掲載箇所：「発電事業者さま・小売電気事業者さま－託送サービスのお手続き－新たに託送サービスを開始される場合のお手続き」 https://www.tepco.co.jp/pg/consignment/retailservice/
3	接続供給申込みを電気工事店から直接申込みを行うことはできないのか。	高圧・特別高圧の供給地点における接続供給契約申込みについては、弊社と接続供給に関する基本契約を締結いただいている小売電気事業者さまからのみのお申込みとさせていただきます。
4	系統連系申込みの申込方法（必要書類と記載方法）を教えてください。	系統連系申込みは、弊社ホームページに掲載されている「発電事業者さま・小売り電気事業者さま－高圧需要側お申込み概要－新設・契約変更・設備変更に関するお申込み－「申込提出書類および記載項目一覧表.xlsx」の「●売電を行わない発電設備を設置される場合のお申込み」に申込方法を記載しておりますのでご確認ください。 https://www.tepco.co.jp/pg/consignment/workshop/procedure/high-pressure/new-changing.html
5	Web申込システムから申込みしようとしたが、「該当データがありません／処理が完了していない申込があります／ご契約のないお客様の申込ができません…」などのエラーが表示され、申込みができない。	システムエラーの可能性がございますので、弊社へお問い合わせをお願いいたします。 【お問い合わせ先】 東京電力パワーグリッド株式会社ネットワークサービスセンター高圧受付グループ TEL：03-3509-1709（代表） アナウンスの後「1⇒2」
6	契約変更申込みに必要な「具体的な根拠資料」とはどのようなものを指すのか教えてください。	ご希望の契約電力の妥当性を確認できる資料のご提出をお願いいたします。 また、以下、弊社ホームページに算定根拠資料のひな形がございますのでご利用いただきますようお願いいたします。 「発電事業者さま・小売電気事業者さま－高圧需要側お申込み概要－新設・契約変更・設備変更に関するお申込み－契約電力の決定根拠資料」 https://www.tepco.co.jp/pg/consignment/workshop/procedure/high-pressure/new-changing.html
7	Web申込システムにおける工事店情報の入力欄について詳細を教えてください。	以下の弊社ホームページに掲載されているWeb申込システム操作ガイドをご確認いただきますようお願いいたします。 「発電事業者さま・小売電気事業者さま－Web申込システム－電気工事店さま以外の方向け WEB申込操作ガイド」 ※P97の参照に記載がございます。 https://www.tepco.co.jp/pg/consignment/workshop/application/demand/index-j.html
8	自家発補給電力の特別措置契約に加入する場合は、どのように申込みすればよいか。	自家発補給電力の特別措置契約に加入をご希望される場合は、接続供給兼基本契約申込書の申込内容「その他変更」欄に「自家発補給電力特別措置加入」と記載し、メールでお申込みをお願いいたします。 【メールの送付先】 東京電力パワーグリッド株式会社ネットワークサービスセンター高圧受付グループ ※小売電気事業者さま毎にご案内をしておりますメールアドレスまでご連絡をお願いいたします。

9	東京電力パワーグリッド株式会社の適格請求書発行事業者登録番号を教えてください。	登録番号は「T3010001166927」になります。
10	インボイスはどのように発行されるのか教えてください。	工事費負担金の請求先へメールにてURLをお送りいたしますので、 URLよりWebサイトにアクセスいただくことで「工事費明細書」が表示されるため、ご確認をお願いいたします。 送信元メールアドレス：nsc-moushikomit12@tepcoco.jp 送信メール件名：インボイス（適格請求書）の送付につきまして
11	請求書が届いたがインボイス制度に伴う適格請求書が発行されていない。発行してもらえるのか。	お支払いいただくご請求書とは別に「工事費明細書」を発行いたしますので、そちらをご活用いただきますようお願いいたします。インボイス制度の要件上、インボイスには取引年月日の明記が必要ですが、工事費負担金請求のタイミングでは取引年月日が確定しないためインボイスの発行をいたしません。また、工事の内容によって取引年月日の考え方が異なり、インボイスの発行タイミングも取引年月日に準じることとなりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。
12	工事費負担金を支払ったので領収書を発行してほしいが可能か。	弊社では領収書の発行はいたしかねますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。
13	工事費負担金の請求書に社印を押印してほしい。	弊社では請求書への社印の押印はいたしかねますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。
14	工事費負担金の見積書を送付してほしい。	弊社では見積書の作成はいたしかねますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。
15	工事費負担金の請求書に工事内容を記載できるか。	ご請求書に工事内容は記載しておりませんので、工事内容につきましては「工事費負担金内訳書」にてご確認いただきますようお願いいたします。
16	工事費負担金の支払いは第三者が実施しているので、工事費負担金契約書は第三者と直接締結してほしい。	支払者を第三者とされた場合でも、工事費負担金契約書は、あくまでも継続供給契約を締結する小売電気事業者さまと弊社との間で締結するものであり、債務も小売電気事業者さまに帰属するものとなりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。
17	「廃止予定需要者の廃止日時決定について」のお知らせをメールでもらったが、希望日と相違しているのはなぜか。	弊社の支社と主任技術者さま・申込者さまにより、電源開放日時を調整し停止作業を進めていることから、希望日とは異なる場合がございます。
	自家発補給電力の申込方法とスケジュール（申込期限など）を教えてください。	自家発補給電力の使用申込につきましては、『Web申込システム』の情報公開メニューからお申込みをお願いいたします。 なお、自家発補給電力のWeb申込システムによるお申込みにつきましては、以下の点についてご留意ください。 ①システムの稼働時間：毎日「8:00～18:00」となります。 ②システム稼働時間以外の使用申込み：稼働時間以外(18:00～8:00)は翌日以降システム稼働時間内に使用申込みをお願いいたします。 ただし、翌日が使用申込の最終期限を経過する場合は、以下④のご対応をお願いいたします。 ③自家発補給電力使用申込みの最終期限：対象の需要者さまの『計量日の前営業日18:00』がシステムでの使用申込みの最終期限となります。 （例）○計量日3/10(火) ⇒ 期限3/09(月)18:00 ○計量日3/15(日) ⇒ 期限3/13(金)18:00 ④使用申込み最終期限から計量日を迎えるまでの間に自家発補給電力を使用開始または使用終了した場合は、 翌営業日の午前中までに「自家発補給電力使用連絡表（以下様式）」を作成いただきメールで送付のうえ、その旨をお電話（以下参照）でご連絡いただきますようお願いいたします。 （例）○計量日3/10(火) ⇒ 期限3/09(月)18:00 3/09(月)19:00から使用開始した場合 3/10(火)12:00までにメール送付および電話連絡 ○計量日3/15(日) ⇒ 期限3/13(金)18:00 3/13(金)19:00から使用開始した場合 3/16(月)12:00までにメール送付および電話連絡 ※④の最終期限を経過した自家発補給電力使用申込みは、受付することができない場合がありますので予めご承知おきください。 <u>自家発補給電力使用連絡票（様式）</u> 自家発補給電力使用連絡表（確定通知）.docx 自家発補給電力使用連絡表（使用予定通知）.docx

18		⑤使用申込時の「使用開始時間」および「使用終了時間」を登録時の留意事項 システムでお申込みの際、自家発補給電力使用期間登録における「使用開始時間」および「使用終了時間」は、プルダウンでは「00分」か「30分」のみの選択となります。 つきましては、使用開始および終了時間が「00分」か「30分」以外の場合は、以下のとおり登録をお願いします。 （例）○使用開始時間が「00分」か「30分」以外の場合、直前の「00分」か「30分」を選択してください。 「09:15」使用開始の場合 ⇒ 「09:00」 「10:55」使用開始の場合 ⇒ 「10:30」 ○使用終了時間が「00分」か「30分」以外の場合、直後の「00分」か「30分」を選択してください。 「15:05」使用終了の場合 ⇒ 「15:30」 「16:50」使用終了の場合 ⇒ 「17:00」 「3/16、23:45」使用終了の場合 ⇒ 「3/17、00:00」 ⑥使用申込が可能な期間 使用申込日(システム登録日)から起算して「92日目」までとなります。 ⑦使用申込後の自家発補給電力の使用中止および使用期間の変更 最終期限までは、システムから申込取消および変更登録が可能です。期限を経過した場合は、翌営業日の午前中までに、その旨をお電話（以下参照）でご連絡いただきますようお願いいたします。 「自家発補給電力使用連絡表」に使用中止または使用期間変更となった旨を記載いただきメールで送付をお願いいたします。 ※使用中止の連絡がなく検針日を経過した場合には、自家発補給電力を使用したものとします。また、使用期間変更の連絡がなく検針日を経過した場合には、当初のお申込みのとおりに、自家発補給電力を使用したものとします。 ※発電機事故等で突発的に自家発補給電力を使用される際に、使用開始日時は判明しているものの使用終了日時が未定の場合は、使用終了日時を仮の日付（次回または次々回計量日等）でお申込みをいただき、使用終了日時が確定次第、申込期限までに変更登録をお願いいたします。また、使用終了日時の仮の日付（次回または次々回計量日等）を経過して、引続き自家発補給電力を使用される場合は、最終期限までに使用期間変更の登録をするか、次回の最終期限までに使用申込みをお願いいたします。 ⑧分割接続供給の供給地点 分割接続供給の供給地点につきましては、システムからのお申込みはできませんので、「自家発補給電力使用連絡表」をメールにて送付くださいますようお願いいたします。 【お問い合わせ先】 東京電力パワーグリッド株式会社ネットワークサービスセンター高圧受付グループ TEL：03-3509-1709（代表） アナウンスの後「1⇒2」 【メールの送付先】 東京電力パワーグリッド株式会社ネットワークサービスセンター高圧受付グループ ※小売電気事業者さま毎にご案内をしておりますメールアドレスまでご連絡をお願いいたします
19	自家発補給電力に関する申込みをしようとしたところ、「対象データがありません」とのエラーがでてしまう。	自家発補給電力の契約日（新設日）から1ヶ月以内の場合、WEBでの申請が不可のため、メールでの申請をお願いいたします。

20	自家発補給電力特別措置の使用申込みの方法を教えてください。	自家発補給電力を使用される場合には、託送供給等約款にもとづき、あらかじめ小売電気事業者さまから弊社へ使用申込みをお願いいたします。 なお、原則We b 申込システムから使用申込みをしていただきますが、自家発補給電力特別措置時間が含まれる場合は、Web申込システムから使用申込みいただけないため、メールにてお申込みをお願いいたします。 ※自家発補給電力特別措置時間が含まれる場合にWeb申込システムから使用申込みいただいた場合、特別措置が適用されませんのでご注意ください。 ※自家発補給電力の特別措置は意図的に需要を創出いただくことを目的にしている制度趣旨であるため、事前のお申し出を原則としており、事後のお申し出については受付できませんのでご理解いただきますようお願いいたします。
21	スイッチング支援システムおよびWeb申込システム申込分のマッチング状況を教えてください。	スイッチング支援システムおよびWeb申込システムにてステータス（案件状態）が「申込処理中」となるとマッチング済みとなります。 各システム申込分のステータス状況は、小売電気事業者さまにてご確認をお願いいたします。
22	スイッチングの申込期日を教えてください。	スイッチング支援システムおよびWeb申込システムの申込対象については、接続供給開始希望日の8営業日前までとなります。 開始・廃止双方の申込が不備なく受付できるとマッチングとなります。 メール申込分については、契約内容によって異なるためお問合せをお願いいたします。 【お問い合わせ先】 東京電力パワーグリッド株式会社ネットワークサービスセンター高圧受付グループ TEL：03-3509-1709（代表） アナウンスの後「1⇒2」
23	申込期日を過ぎてしまったがマッチングは可能か。	大変申し訳ございませんが、申込期日は接続供給開始希望日の8営業日前となりますので、期日超過分はマッチング不可となります。
24	スイッチング支援システムおよびWeb申込システム申込分のステータスが「確認中」だが、マッチングは可か。ステータスはいつ変わるのか。	スイッチング支援システムおよびWeb申込システム申込分は、開始・廃止双方の申込が不備なく受領できてから3営業日後の夜間にステータスが「申込処理中」へ遷移します。 申込期日間際のご申請は、小売電気事業者さまでの確認が難しいため、お早めに申請いただきますようお願いいたします。
25	申込却下となってしまったため現契約内容を教えてください。（名義・契約電力等）	弊社からお答えはいたしかねます。 需要者さまにご確認をお願いいたします。
26	廃止取次システムの操作およびNG理由について教えてください。	廃止取次システムは弊社システムではないため、現小売電気事業者さまへお問い合わせをお願いいたします。
27	スイッチング申請済みの接続供給開始希望日を変更したい。	＜スイッチング支援システムおよびWeb申込システム申込分＞ ・マッチング済みの場合は、開始・廃止双方の小売電気事業者さまより「接続供給申込み取下げ願い書」のご提出が必要となります。 なお、「接続供給申込み取下げ願い書」は、押印済みのPDFにてメールよりご送付ください。 ・マッチング前の場合は、システムより訂正が可能となります。 ＜メール申込分＞ ・「接続供給及び発電量調整供給開始希望日変更願い書」のご提出が必要となります。 【メールの送付先】 東京電力パワーグリッド株式会社ネットワークサービスセンター高圧受付グループ ※小売電気事業者さま毎にご案内しておりますメールアドレスまでご連絡をお願いいたします。

28	スイッチング申請済みの申込を取下げしたい。	<スイッチング支援システムおよびWeb申込システム申込分> ・マッチング済みの場合は、開始・廃止双方の小売電気事業者さまより「接続供給申込み取下げ願い書」のご提出が必要となります。 なお、「接続供給申込み取下げ願い書」は、押印済みのPDFにてメールよりご送付ください。 ・マッチング前の場合は、システムより取下が可能となります。 <メール申込分> ・「接続供給申込み取下げ願い書」のご提出が必要となります。 なお、「接続供給申込み取下げ願い書」は、押印済みのPDFにてメールよりご送付ください。 【メールの送付先】 東京電力パワーグリッド株式会社ネットワークサービスセンター高圧受付グループ ※小売電気事業者さま毎にご案内をしておりますメールアドレスまでご連絡をお願いいたします。
29	スイッチングの申込範囲を教えてください。	<スイッチング支援システムの対象> ・高圧500kW 未満の供給地点が対象となります。（ただし予備送電サービス A、予備送電サービス B および自家発補給電力等の契約をしている供給地点を除きます。） <Web申込システムの対象> ・特別高圧および高圧で契約電力500kW以上かつ契約決定方式が「協議契約」の供給地点が対象となります。 （予備送電サービス A、予備送電サービス B および自家発補給電力等の契約をしている供給地点を含みます。） <接続供給兼基本契約申込書を用いてメールにてお申込みいただく対象> 以下の供給地点等がメールにてお申込みいただく対象となります。その他の特殊契約につきましてはお問い合わせをお願いいたします。 ・高圧で契約電力500kW以上かつスイッチング前の契約決定方式が「実量制契約」の供給地点 ・高圧で契約電力500kW未満かつ予備送電サービス A、予備送電サービス B および自家発補給電力等を契約している供給地点 ・スイッチング前後いずれかの契約が分割接続部分供給または、みなし分割接続供給の供給地点 （自己託送／小売電気事業者の 2 社供給を含む） ・自家発補給電力／小売電気事業者の 2 社供給を行っている供給地点 ・特別高圧で契約電力500 k W未満の供給地点
30	スイッチングの申請方法を教えてください。	スイッチング支援システムの申請方法につきましては、電力広域的運営推進機関配布のスイッチング支援システムマニュアルのご確認をお願いいたします。 Web申込システムの操作方法にご不明な点がございましたら、メールにてお問い合わせをお願いいたします。 【メールの送付先】 東京電力パワーグリッド株式会社ネットワークサービスセンター高圧受付グループ ※小売電気事業者さま毎にご案内をしておりますメールアドレスまでご連絡をお願いいたします
31	スイッチングと同時に契約を変更をしたい。	スイッチングの申請では、ご契約の変更はいたしかねます。 スイッチング申込がマッチング後、別途ご契約の変更に関するお申込みをお願いいたします。
32	スイッチングと同時に名義を変更したい。	スイッチングの申請では、名義変更はいたしかねます。 スイッチング申請前に、現小売電気事業者さまにて需要者情報変更のお申込み、または、スイッチング（接続供給開始希望日）以降に新小売電気事業者さまにて、需要者情報変更のお申込みをお願いいたします。

33	スイッチング申込を取下げしたいが、いつまでに申請すればよいか。	スイッチング日（接続供給開始希望日）の前営業日まで受付可能ですが、申請内容の確認および取下げ処理が必要であるため、前営業日の16：00までには取下げの申請をお願いいたします。
34	スイッチング支援システムおよびWeb申込システムにて申込みした分が却下になる場合は、個別で連絡が欲しい。	スイッチング支援システムおよびWeb申込システムでお申込み分の却下通知はいたしかねます。 各システムでお申込みをいただいている場合は、小売電気事業者さまにてステータス確認をお願いしております。 なお、ステータスが「却下」となりましたら内容ご確認のうえ再申請いただきますようお願いいたします。
35	スイッチング支援システムおよびWeb申込システムにて申込み分のマッチング通知が届かない。いつ届くのか。	スイッチング支援システムおよびWeb申込システム申請分につきましては、弊社からマッチング通知は行っておりません。 恐れ入りますが、システムにて受付工程（ステータス）のご確認をいただき、マッチング状況をご確認いただきますようお願いいたします。
36	スイッチング支援システムおよびWeb申込システムにて需要者情報変更申込が出来ない。	契約容量によってシステムが異なりますので、以下のご確認をお願いいたします。 ■申込システム 1.契約電力500kW以上の場合：Web申込システム 2.契約電力500kW未満の場合：スイッチング支援システム
37	小売電気事業者起因の廃止申込み方法を教えてください。	小売電気事象者さま起因による廃止申込につきましては、「接続供給兼基本契約申込書」を使用してメールでのご申請をお願いいたします。 なお、「接続供給兼基本契約申込書」のK列（申込内容）は「供給地点の廃止（設備撤去なし）」を選択いただき、BB列（その他特記事項）に「小売起因廃止」とご記載ください。
38	小売電気事業者起因の廃止申込み期日を教えてください。	小売電気事業者起因の廃止申込み期日は、廃止希望日の10暦日前となります。
39	「適正契約保持のお願いについて」の通知が来たが、超過金を払えば契約変更をしなくてもよいか。	弊社送配電設備の安定供給確保のため、契約超過金のお支払いとは別に、「適正契約保持のお願いについて」により契約電力の変更をお願いしております。 再度契約電力の超過が起こり得る、または再発生しないことが担保されない場合は、契約電力の変更をお願いいたします。
40	「適正契約保持のお願いについて」の通知が来たが、突発的な契約超過であっても契約変更は必須か。	弊社送配電設備の安定供給確保のため、「適正契約保持のお願いについて」により契約電力の変更をお願いしております。 突発的な契約超過であっても、再度契約電力の超過が起こり得る、または再発生しないことが担保されない場合は、契約電力の変更をお願いいたします。